

五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年10月6日

五泉市監査委員

柄 沢 則 夫

佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

村松こども園

3. 監査の期間

令和2年7月21日～令和2年9月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
五泉市公印規程第5条では公印の登録と廃止、また同第8条では告示について規定されているが、令和2年4月に開設された村松こども園、また同園に統合された旧村松第1保育園の園印及び園長印について、そのいずれの事務処理もなされていない。同規程に基づく適正な事務処理をされたい。	直ちに必要書類を作成し、村松こども園分については登録・告示、旧村松第1保育園分については廃止・告示の届出を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。